

船舶事故調査報告書

平成28年12月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	陸上作業員負傷
発生日時	平成28年1月17日 18時05分ごろ
発生場所	鹿児島県鹿児島市鹿児島港外港（鴨池港）フェリー岸壁 鹿児島港鴨池防波堤灯台から真方位311°2,140m付近 （概位 北緯31°33.2′ 東経130°33.6′）
事故の概要	旅客フェリーフェリー第十おおすみは、着岸作業中、綱取り作業を行っていた陸上作業員が負傷した。
事故調査の経過	平成28年2月12日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	旅客フェリー フェリー第十おおすみ、1,503トン 133574、垂水フェリー株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 甲板手 陸上作業員A 陸上作業員B
負傷者	軽傷 1人（陸上作業員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏 日没時刻：17時38分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長ほか7人が乗り組み、鴨池港のフェリー岸壁に着岸作業中、甲板手が、船首甲板からフェリー岸壁の中央付近で待機していた陸上作業員A及び陸上作業員Bの右方に約2m離れた場所を目標にして、投げ綱を投げたところ、同投げ索の先端に取り付けていた<small>おもり</small> 錘（以下「本件錘」という。）が、陸上作業員Aに当たった。</p> <p>陸上作業員Aは、本船から投げ綱が放たれたところを認めたものの、同投げ索が本船の船首甲板上を照らす作業灯の中に入って見えなくなったとき、顔面に衝撃を感じて転倒した。</p> <p>甲板手は、ふだんから本件錘を投げる際に手を振り声を掛けて合図を送り、また、陸上作業員Aは、甲板手に手を挙げて応答しており、本事故の発生当時も同様に行っていた。</p> <p>本件錘は、橙色で重さ約0.5kgであった。</p> <p>陸上作業員Aは、ヘルメットを着用していた。</p> <p>陸上作業員Aは、本事故後、病院に搬送され、顔面打撲及び<small>けいつい</small> 頸椎捻挫と診断された。</p>
分析	陸上作業員Aは、綱取り作業中、本船から投げ綱が放られたところ

	<p>を認めたものの、同投げ索が、本船の作業灯の中に入って見えなくなったことから、同投げ索を避けることができず、顔面に当たって負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、陸上作業員Aが、綱取り作業中、本船から投げ綱が放たれたところを認めたものの、同投げ索が、本船の作業灯の中に入って見えなくなったため、同投げ索を避けることができず、顔面に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>船舶運航会社は、本事故後、次の措置を採った。</p> <p>(陸上作業員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 錘の付いた投げ綱は落下を確認してから拾いに行くこと。 <p>(船上作業員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 係留ビット周辺の陸上作業員配置状況を必ず確認すること。